逐条解説についての意見と感想（小幡美穂）

2018/02/23

全体的に、とても難しい印象です。
関係のある法律や資料の引用は必要なことですが、
それだけではイメージがわきません。
実際の事例などを入れることを提案します。

さいたま市「誰もが共に暮らすための障害者の
権利の擁護等に関する条例」逐条解説には
「合理的配慮に基づく措置」「差別の定義」にそれぞれ
具体例が載っており、より分かりやすくなっています。
☆合理的配慮には「過重な負担」についても具体例をあげています。

以前、馬場委員の条例案で「差別」や「虐待」について
詳細に規定してあるものがあります。
（右記はその部分だけを抜粋したものです）
こちらを参考にしてはどうでしょうか？
☆特に「差別」と「合理的配慮」についてはしっかりと説明する必要があります
（過重な負担を含）
逐条解説は一般市民が条例を理解するためにあるので
一般市民の意見を聞く機会を設けてほしいと
希望します。

資料7

（仮称）小金井市障害者差別解消基本条例【比較表】

	小金井市条例(馬場私案)
	第1章 総則
（目的）	
第1条	この条例は、障害者への差別及び虐待を禁止するとともに、障害者の自立及び社会参加を支援するための措置を講じることにより、障害者が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、権利の主体として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を得られるよう、地域福祉の推進を図り、もって市民が障害の有無にかかわらず、等しく市民として個人の尊厳と権利が尊重され、その権利を享受することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
（定義）	
第2条	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)	市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
(2)	事業者 市内において事業活動を行う全ての者をいう。
(3)	障害 次に掲げるものをいう。
ア	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害
イ	アに掲げるもののほか、心身の機能、身体の器官、肢体又は肢体を構成するものに、欠損、喪失等があることにより、日常生活又は社会生活（以下「日常生活等」という。）を営む上で社会的な支援を必要とする状態
(4)	障害者 次に掲げる者をいう。
ア	前号アに掲げる障害がある市民
イ	前号イに掲げる障害があることにより、継続的に日常生活等において活動の制限又は参加の制約を受けている市民
(5)	保護者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。
(6)	養護者 障害者を現に養護する者であって、保護者及び障害者の福祉サービスに従事する者以外のものをいう。
(7)	合理的配慮に基づく措置 障害者が障害を原因として日常生活等を営む上で不可欠な活動をすることができず、又は制限されるときに、当該活動をすることができるようにし、又は当該活動の制限を緩和するために行う、用具又は機器の提供、建築物又は設備の改修その他の当該障害者の環境を調整する措置（当該障害者の就業時間又は業務内容を変更する措置で事業活動の目的の達成が妨げられるもの、既存の建築物の本質的な構造を変更する措置その他の当該措置を行う者に社会通念上相当と認められる範囲を超えた過重な負担を課することとなる措置を除く。）をいう。
(8)	差別 次に掲げる行為をいう。
ア	障害者の氏名その他の当該障害者の身上に関する事項をみだりに用いて、当該障害者の日常生活等を不当に妨げること。
イ	障害者に教育を行い、又は受けさせる場合に行う次に掲げる行為
(ア)	正当な理由なく、障害者に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。
(イ)	障害者若しくはその保護者の意見を聴かないで、又は障害者若しくはその保護者に必要な説明を行わないで、入学する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）を決定すること。
(ウ)	合理的配慮に基づく措置を行わなければ授業又は試験を受けられないことその他の障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づく措置
ウ	障害者を雇用し、又は業務に従事させる場合に行う次に掲げる行為
(ア)	募集又は採用に当たって、正当な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又はこれに条件を課すこと。
(イ)	正当な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強制すること。

	小金井市条例(馬場私案)
(ウ)	合理的配慮に基づく措置を行わなければ業務の遂行が妨げられること、研修を受けられないことその他の障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づく措置を行わないことにより障害者に不利益を与えること。
エ	保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供又は不特定かつ多数の者に対して行っている商品若しくはサービス（保健医療サービス及び福祉サービスを除く。）の提供若しくは不動産の取引を、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。
オ	不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、建物その他の施設の本質的な構造上やむを得ないとき、本人の生命又は身体の保護のため必要があるときその他の正当な理由があるときを除き、障害者の持つ障害を理由として、当該建物その他の施設又は当該公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。
カ	日常生活等を営む上で必要な情報を提供する場合において、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。
キ	障害者が日常生活等を営む上で必要な意思表示を行う場合において、正当な理由なく、障害を理由として、当該障害者が用いることができる手段による意思表示を受けることを拒否し、受けることができる意思表示の手段を制限し、又は意思表示を受けることに条件を課すこと。
ク	アからキまでに掲げるもののほか、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不利益な取扱いをし、又は取扱いをしようとすること。
(9)	虐待 次に掲げる行為をいう。
ア	障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
イ	障害者にわいせつな行為をすること、障害者をしてわいせつな行為をさせること又は障害者であることを理由に、本人の意思にかかわらず、交際若しくは性的な行為を不当に制限し、若しくは生殖を不能にすること。
ウ	障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
エ	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置をすること。
オ	障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。
カ	保護者、養護者又は障害者の福祉サービスに従事する者が、アからオまでの事実を知りながら、又は障害者が自らの利益や健康を明らかに損なう行為を継続的に行っていることを知りながら放置をすること。
(10)	後見的支援を要する障害者 現に福祉サービス等を自ら決定して利用することができないため日常生活等を営むことが困難な障害者であって、保護者及び養護者がいないもの又は保護者が監護を行うことができず、かつ、養護者がいないものをいう。
（基本理念）	
第3条	障害者への差別をなくし、及び虐待を防止するための取組は、市、市民及び事業者並びに障害者の医療、保健、福祉、教育、就労等に関係する機関（以下「関係機関」という。）が障害者を権利の主体であると認識し、その権利を尊重し、それぞれの障害に対する理解を深めることにより行われなければならない。
2	障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策の推進は、市、市民、事業者及び関係機関が相互に連携し、並びに障害者の選択を尊重することにより行われなければならない。
3	障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策の推進は、障害者が市民の一員として地域において生活し、それぞれにふさわしい役割を果たすことができるよう行われなければならない。
（市の責務）	
第4条	市は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、障害者基本法その他の法令との調和を図りながら、障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。
（市民等の責務）	